

マイナンバーカード  
転出・転入・転居時の手続き



マイナンバーカードは、転居・転入の届け出をする際に、券面事項更新(新住所の追記)や継続利用処理(転入時のみ)などが必要です。継続利用の処理を怠るとマイナンバーカードが失効する場合があります。

※転出の届け出をする際は、保有確認のためマイナンバーカードを持ってきてください。

※券面事項更新、継続利用の処理には、マイナンバーカードの暗証番号(数字4桁)が必要です。

**■マイナンバーカード失効条件**

- 転入届の提出後、継続利用の処理をしないまま90日経過した場合
- 転出予定日から30日経過しても転入届を提出していない場合
- 転入した日から14日経過しても転入届を提出していない場合
- 転入後、継続利用の処理をしないまま転出した場合

※失効した場合、再交付には発行手数料(1,000円)が必要です。

問総合窓口課 窓口係  
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2130

犬台帳登録  
ワンストップサービス開始



動物愛護管理法が改正され、ブリーダーやペットショップが犬や猫を販売する際に「マイクロチップの装着」、「指定登録機関への登録」が義務化されました(販売業者以外からの譲渡などの際は努力義務)。

これに伴い、市では一部手続きが不要になるワンストップサービスを4月1日(土)から開始します。

**■ワンストップサービスで不要になるもの**

- 鑑札の交付手続き
- 犬の死亡の届出
- 登録手数料(3,000円)

※マイクロチップを装着しない場合(販売業者以外からの譲渡などの際は、従来通り鑑札の交付手続きと登録手数料の納付が必要です)。

※鑑札交付済みの犬にマイクロチップを装着し、指定登録機関へ登録した場合は鑑札が不要になりますので、社会環境課環境生活係へ返却してください。

問社会環境課 環境生活係  
☎お太助フォン 42-1126 ☎47-1206

マイナポータルからオンラインで  
転出届の提出ができるようになりました



2月6日(月)から、マイナポータル(ウェブサイト)で転出届の提出ができるようになり、転出時には市役所への来庁が原則不要になりました。同一世帯の方であれば、自身以外の引っ越しの際もマイナポータルで届け出ができます。

**《対象者》**

- 電子証明書付きのマイナンバーカードを持っている方

※国内の引っ越し時のみ

※転入届は、転入先の市区町村窓口で手続きが必要です。

問総合窓口課 窓口係  
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2130

【3月31日(金)まで】  
高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種

成人肺炎の25～40%を占める肺炎球菌性肺炎は、特に高齢者が重篤化しやすいといわれています。高齢者の肺炎の中で最も感染率の高い肺炎球菌の感染を予防するため「肺炎球菌ワクチン」を接種しましょう。

**《令和4年度接種対象者》**

肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)の接種を受けたことがない方で、下記の①または②に該当する方

①令和4年度に下記の年齢になる方	
65歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生
70歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
75歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
80歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
85歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
90歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
95歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
100歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生

②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、身体障害者手帳1級程度に該当する方。

対象の方には、令和4年3月末に接種券を郵送しています。接種券を紛失した方や転入などで接種券が届いていない方は、下記へ問い合わせてください。

問健康長寿課 母子保健係  
☎お太助フォン 42-5633 ☎47-1282

身体障害者手帳  
交付申請を受け付けています



さまざまな制度の支援やサービスを受けるために必要な「身体障害者手帳」を交付しています。

**《対象者》**

身体(視覚、聴覚、平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫)に永続する障害がある方

**《申請時必要書類等》**

- ①申請書
- ②指定医師の診断書・意見書
- ③写真2枚(脱帽、上半身、真正面、縦4cm×横3cm)
- ④個人番号(マイナンバー)と身分証明ができるもの

※①と②の用紙は窓口を設置しています(市のホームページからもダウンロードできます)。

問社会福祉課 障害者福祉係  
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

身体障害者手帳  
障害程度の再認定



障害の状態が、「再生医療の適用」や「機能回復訓練」などで変化が予想される場合には、再認定を実施します。再認定の時期に書面で通知しますので、期日までに診断書・意見書を提出してください。

再認定期日の指定がない手帳をお持ちの方は、障害の程度が変わったり、新たな障害が加わったときには、新規交付時と同様に申請してください。

**■以下の場合にも届け出が必要です**

- 氏名変更
- 住所変更
- 死亡
- 身体障害者手帳の紛失、破損

問社会福祉課 障害者福祉係  
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

国民年金のあれこれ

退職時の国民年金手続き

退職後に、厚生年金保険が適用されている事業所に再就職する場合は引き続き厚生年金保険に加入することになりますが、それ以外の場合で60歳未満の方は、国民年金加入の手続きが必要です。

※退職者が扶養していた60歳未満の配偶者も同様に手続きが必要です。

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合には、申請し承認を受けることで、保険料納付が免除される場合があります。納付が困難な場合は、必ず保険料免除等を申請してください。

第1号被保険者	国民年金被保険者分類	退職後に、厚生年金保険の適用事業所に再就職しない60歳未満の方
	手続き方法	退職日の翌日から14日以内に離職票など退職したことが分かるもの、年金手帳等の基礎年金番号が分かるものを用意し、年金事務所、または本庁・各支所で手続きをしてください。
第3号被保険者	国民年金被保険者分類	退職後に、「厚生年金保険に加入している被保険者」の扶養になる20歳以上60歳未満の配偶者
	手続き方法	配偶者の勤務している事業所を通じて手続きをしてください。

詳しくは 日本年金機構ホームページ



問三次年金事務所 ☎0824-62-3107